

緊急輸送道路等沿道建築物（特定及び一般）に対する
耐震改修工事等の助成基準額の改定について

1 要 旨

緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事等の実態を踏まえ、倒壊の危険性が高い建築物（耐震診断の結果、 I_s 値（構造耐震指標）が0.3未満相当）について耐震改修工事等を行う場合、助成単価及び助成限度額の引き上げ等を以下の通り拡充することとする。

- (1) 倒壊の危険性が高い緊急輸送道路等沿道建築物（特定・一般）
助成単価及び助成限度額（特定のみ）を引き上げる。
- (2) 一般緊急輸送道路等沿道建築物
免震工法等による耐震改修工事等に対して、新たな助成単価を設けるとともに、耐震改修工事等の助成限度額を引き上げる。

2 拡充案の詳細

- (1) 助成単価（倒壊の危険性が高い緊急輸送道路等沿道建築物（特定・一般））

	現行	改定
マンション ^{※1}	50,200円/㎡	55,200円/㎡
建築物 ^{※2}	51,200円/㎡	56,300円/㎡

- (2) 助成限度額（倒壊の危険性が高い特定緊急輸送道路沿道建築物）

	現行（1棟当たり）	改定（1棟当たり）
マンション	502,000,000円	552,000,000円
建築物	512,000,000円	563,000,000円

- (3) 免震工法等による場合の助成単価（一般緊急輸送道路等沿道建築物）

現行	新設
なし	83,800円/㎡

(4) 助成限度額（一般緊急輸送道路等沿道建築物）

現行（1棟当たり）	改定（1棟当たり）
80,000,000円	150,000,000円

※1 マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

※2 建築物

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅以外の建築物をいう。

3 今後の予定

令和3年 3月中旬 建設委員会報告後区民周知及び事前相談開始
4月1日 助成開始